

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 27 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 入札に付する事項

- | | | | |
|-----------------|-------------------------------------|-------|------|
| (1) 工 事 名 | 薊野大橋耐震補強工事（その 3） | | |
| (2) 工 事 場 所 | 高知市 薊野西町二丁目 | | |
| (3) 工 事 概 要 | 薊野大橋【L=340.0m、W=23.0m、11 径間鋼非合成鈹桁橋】 | | |
| | 橋梁耐震補強工 | | |
| | 落橋防止システム工（水平力分担構造） | | |
| | P6 橋脚 | N= | 16 基 |
| | 塗装工 | | |
| | 塗装工 | P6 橋脚 | 1 式 |
| | 仮設工 | | |
| | 足場工 | P6 橋脚 | 1 式 |
| (4) 工 事 日 数 | 255 日 | | |
| (5) 予 定 価 格 | 事後公表する。 | | |
| (6) 調 査 基 準 価 格 | 事後公表する。 | | |

2 本工事は施工体制確認型総合評価落札方式のうち、企業評価型を適用した工事である。

3 本工事は低入札価格調査制度を適用する。

4 本工事は予定価格に係る積算疑義申立手続対象の工事である。

5 本工事は高知市「週休 2 日制工事」実施要領における週休 2 日制工事（月単位）である。

6 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項
別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加形態	単体
地域要件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
業種	とび・土工・コンクリート工事
格付等級	令和8・9年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請において <u>公告日時点における格付等級がA級の者</u>
許可区分	特定
施工実績	次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 1 平成23年4月1日以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率15%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込）が4,500万円以上であること。（ただし、共同企業体による施工の場合は実績請負金額は出資比率により按分した金額とする。） 5 落橋防止システム工（落橋防止装置工）を含む橋梁の耐震補強工事であること。（実績については、発注時の工種は問わない。）
配置技術者	次の要件をすべて満たす技術者を専任で配置することができる者 1 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、とび・土工・コンクリート工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。また、雇用については、公告日の3か月以上前から申請者との雇用関係が継続している者であること。 2 平成23年4月1日以降に、国又は地方公共団体等の発注による請負金額500万円以上のとび・土工・コンクリート工事において、現場代理人若しくは主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者。
手持工事	手持ち工事の状況による条件は設定しない。

2 参加申請・入札日程等

参加申請の受付	事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第7項の規定に基づき、 <u>入札に参加を希望する者は申請期間に一般競争入札参加資格確認申請書を提出することで参加意思を示すものとする。ただし、入札参加資格の審査は開札後、落札候補者のみ行うため、資格決定は行わない。</u> なお、入札書提出後、開札日時までに辞退を申し出る場合は、あらかじめ高知市総務部契約課に対し、辞退する旨を口頭により申し出た上で、入札辞退届を高知市総務部契約課にFAX又は持参により速やかに提出すること。	
	申請期間	令和8年4月27日8時30分から令和8年5月18日17時15分まで
	提出場所	高知市役所本庁舎3階契約課
	提出書類	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1（単体企業用）） 2 企業の評価項目一覧表（様式4） 3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式5）
	提出方法	直接持参すること（郵送及びFAXは認めない。）
設計図書の閲覧	期間	令和8年4月27日8時30分から開札日時まで
	場所	高知市役所本庁舎3階契約課
電子データの閲覧	期間	令和8年4月27日から開札日まで
	場所	高知市総務部契約課ホームページ

質疑の受付回答	受付期間	令和8年4月27日8時30分から令和8年5月18日12時00分まで
	場 所	高知市役所本庁舎3階契約課
	提出方法	FAX 又は持参によること（郵送は認めない。） なお、提出に併せて EXCEL ファイル形式の電子ファイルを高知市総務部契約課電子メールアドレスへ送付すること。 電子メールアドレス：kc-050500@city.kochi.lg.jp
	回答時期	令和8年5月21日
	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市役所本庁舎3階契約課において閲覧に付するとともに、高知市総務部契約課ホームページに掲載する。
	質 疑 の 取 扱 い	質疑の提出に当たっては、所在地、会社名（団体名）、代表者の職名及び氏名を必ず明示すること。 なお、本工事に関する質疑は、入札参加資格を有し、参加の意思を有する者に限り受け付けるものとし、前記必須事項を欠く質疑書は、受け付けない。
入 札 方 法 等	入札手続	本工事は高知市電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。
	提出書類	1 入札書（システム入力による） 2 工事費内訳書
	提出書類 受付期間	令和8年5月22日 8時00分から 令和8年5月26日 17時00分まで <u>質疑回答を確認の上、提出すること。</u>
開 札	開札日時	令和8年5月27日 9時30分
	開札場所	高知市役所本庁舎3階契約課
予定価格に係る積算 疑義の申立	高知市建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（以下この項で「要綱」という。）の規定に基づき、開札後に落札決定を留保し、設計金額の積算に係る疑義の申立てを受け付ける。	
	金 入 り 設 計書開示	時間：令和8年5月27日13時00分から申立期間終了まで 場所：道路整備課（高知市役所 本庁舎 5階）
	申立期間	令和8年5月27日13時00分から同年5月28日16時00分まで
	申立方法	要綱第8条の規定により、電子メール又は直接持参する方法によるものとする（電子メールの場合は到達確認の連絡をすること）。 場所：道路整備課（高知市役所 本庁舎 5階） 電子メールアドレス：kc-160200@city.kochi.lg.jp
	確 認 結 果 の公表等	申立てがあった場合は、高知市総務部契約課ホームページに掲載する。 掲載時期：令和8年6月1日
	そ の 他	要綱第12条の規定に基づき、落札候補者を決定した場合は、要領第10項に規定する入札資格要件等の審査を行う。
	確 認 書 類 の 提 出 (落札候補者のみ)	提出期限
場 所		高知市役所本庁舎3階契約課
提出書類		事後審査型制限付き一般競争入札資格要件確認書 労務費報告書 <u>速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u>

	提出方法	持参に限る
落札決定	確認書が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に落札者を決定	
入札保証金	高知市契約規則第8条第2号該当により免除	
契約の保証	必要	
契約条項を示す場所	高知市役所本庁舎3階契約課	

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

本入札の総合評価落札方式は、提出された資料が要件を満たすものである場合は、標準点（100点）を与え、技術評価点等の内容に応じて加算点（最大28点）を加えたものを評価点とする。評価値の算出方法は、第5項第1号の規定による。

(2) 評価項目等

評価項目、評価基準及び配点については次に示すとおり。評価基準の取扱いについては、高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領に示すところによる。

ア 企業の評価

	評価項目	基本配点	評価基準	加算点
企業 の 技 術 力	○同種工事(注1)の実績の有無(平成23年度以降) 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの15か年度(平成23年度以降)に、元請として完成し引き渡した工事で発注者が国又は地方公共団体等の同種工事の実績を評価する。ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が15%以上の構成員として施工した工事に限るものとし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。	2.0点	施工実績 2件以上	2.0点
			施工実績 1件	1.0点
			施工実績 0件	加算点なし
	○同一工種工事(注2)成績評定(令和5年度から令和7年度) 公告日の属する年度の前年度までの3か年度(令和5年度から令和7年度まで)において工事検査を完了した高知市(高知市上下水道局を含む)発注工事の工事成績評定値を評価する。共同企業体による工事は、各構成員の工事成績として扱う。	2.0点	成績評定値75点以上	2.0点
			成績評定値70点以上75点未満	1.0点
			上記以外	加算点なし
	○直近の成績評定の最低点(前年度実績) 令和7年度において、工事検査を完了した高知市発注工事の同一工種に限らず、全工種の成績評定を対象とする。当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が65点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。	-	成績評定値65点未満 有	-0.5点
			成績評定値65点未満 無	加算点なし
	○同一工種工事(注2)優良工事表彰の有無(令和5年度以降) 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの3か年度(令和5年度から入札参加申請日まで)の間における高知市、国土交通省又は高知県からの同一工種工事に係る優良建設工事施工者表彰の有無。共同企業体で表彰を受けた場合は、各構成員を同等に評価する。 国土交通省表彰は、局長表彰又は部長等表彰であって優良工事表彰を対象とする。高知県表彰は、高知県知事賞、優良賞、土木事務所長表彰のうち所長賞又は所	1.0点	表彰 有(高知市)	1.0点
			表彰 有(他機関)	0.5点

	長賞と同等とされるものを対象とする。(高知県土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。)		表彰 無	加算点なし
環境・労働福祉	○ISO等の取得状況 入札参加申請日現在有効な ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21 の認証取得の有無	0.5 点	ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21 のいずれかの認証取得済	0.5 点
			いずれも認証未取得	加算点なし
	○障害者雇用対策の実績 入札参加申請日現在において障害者の雇用数が、法定雇用率を超える障害者の雇用の有無	0.5 点	雇用 有	0.5 点
			雇用 無	加算点なし
	○男女共同参画の推進に関する表彰(令和3年度以降)又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等 入札参加申請日時点においてア又はイのどちらかの表彰等を受けている場合に加点する。 ア 公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度(令和3年度から令和8年度まで)の間に男女がともに輝く高知市男女共同参画条例に基づく表彰(市表彰)を受けている者。 イ 次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主に認定又は高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証(旧:高知県次世代育成支援企業認証)を受けている者。	0.5 点	市表彰又は認証等の取得 有	0.5 点
			市表彰又は認証等の取得 無	加算点なし
	○法定外労働災害補償制度への加入状況 入札参加申請日現在における公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会等の法定外労働災害補償制度への加入の有無	0.5 点	法定外労働災害補償制度への加入 有	0.5 点
法定外労働災害補償制度への加入 無			加算点なし	
○若手技術者・女性技術者の配置 発注工事においてア又はイのどちらかに該当する場合に評価の対象とする。 ア 発注工事の配置技術者要件として求める資格を有し、かつ 41 歳未満(開札日を基準とする。以下同じ。)又は女性(年齢は問わない。以下同じ。)の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合 イ 発注工種に係る建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当し、かつ 41 歳未満又は女性の技術職員を現場代理人として配置する場合	0.5 点	41 歳未満又は女性の主任(監理)技術者又は現場代理人の配置 有	0.5 点	
		41 歳未満又は女性の主任(監理)技術者又は現場代理人の配置 無	加算点なし	
災害時対応	○災害時の応急対策活動に関する協定の締結の有無 入札参加申請日現在における高知市若しくは高知県との協定で高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定を締結しているか否か。(団体で締結している場合の構成員を含む。)	0.5 点	防災協定を締結した団体の構成員等 有	0.5 点
			防災協定を締結した団体の構成員等 無	加算点なし
	○消防団協力事業所の認定 入札参加申請日現在における高知市消防団協力事業所の認定の有無	0.5 点	消防団協力事業所の認定 有	0.5 点
消防団協力事業所の認定 無			加算点なし	
貢献地域	○地域ボランティア活動の実績 公告日の属する年度の前年度に高知市の地域内における環境美化・防犯等の地域ボランティア活動の実績	0.5 点	地域ボランティア活動3回以上	0.5 点

	の有無		地域ボランティア活動2回以下	加算点なし
法令遵守	○指名停止の状況(公告日以前1年間) 公告日以前1年間において高知市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていた期間がある場合に、減点の対象とする。	-	指名停止 有	-1.0点
			指名停止 無	加算点なし
合計		9.0点		

(注1) 最終請負金額(税込)が4,500万円以上の落橋防止システム工(落橋防止装置工)を含む橋梁の耐震補強工事

(注2) とび・土工・コンクリート工事

イ 配置予定技術者の評価

評価項目	基本配点	評価基準	加算点
○同種工事(注3)の実績の有無(平成23年度以降) 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの15か年度(平成23年度以降)に、元請として完成し引き渡した工事で、発注者が国又は地方公共団体等の同種工事の実績を評価する。評価の対象は現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事とする(工期の途中で交代(変更)している場合は評価の対象とならない)。ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が15%以上の構成員として施工した工事に限るものとし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。	2.0点	施工実績 2件以上	2.0点
		施工実績 1件	1.0点
		施工実績 0件	加算点なし
○同一工種工事(注4)成績評定(令和5年度から令和7年度) 公告日の属する年度の前年度までの3か年度(令和5年度から令和7年度まで)において工事検査を完了した高知市(高知市上下水道局を含む)発注工事の工事成績評定値を評価する。評価の対象は現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事とする(工期の途中で変更となっている場合は評価の対象とならない)。共同企業体により施工した工事の成績評定は、各構成員の成績評定として扱う。	1.0点	成績評定値75点以上	1.0点
		成績評定値70点以上75点未満	0.5点
		上記以外	加算点なし
○同一工種工事(注4)優良工事表彰(令和5年度以降) 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの3か年度(令和5年度から入札参加申請日まで)の間における高知市、国土交通省又は高知県からの同一工種工事に係る優良建設工事施工者表彰の有無。共同企業体で表彰を受けた場合は、各構成員を同等に評価する。国土交通省表彰は、局長表彰又は部長等表彰であって優良工事表彰を対象とする。高知県表彰は、高知県知事賞、優良賞、土木事務所長表彰のうち所長賞又は所長賞と同等とされるものを対象とする(高知県土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。)	1.0点	表彰 有(高知市)	1.0点
		表彰 有(他機関)	0.5点
		表彰 無	加算点なし
○継続教育学習制度(CPD(S))への取組(注5) (一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金、建築設備士関係団体CPD協議会、(公社)土木学会のいずれかの取得単位数とする。ただし、専門工事については、工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対	1.0点	推奨単位の10分の8以上	1.0点

象とする。また、各団体の推奨単位数は、次のとおりとする。 ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会 20 ユニット/年 ⇒ 100 ユニット/5年間 ・(公社)日本技術士会 50C PD時間/年 ⇒ 250C PD時間/5年間 ・(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金 12 単位/年 ⇒ 60 単位/5年間 ・建築設備士関係団体CPD協議会 250単位/5年間 ・(公社)土木学会 50 単位/年 ⇒ 250 単位/5年間	推奨単位の 10 分の 3 以上 10 分の 8 未満	0.5 点
	推奨単位の 10 分の 3 未満	加算点なし
合計	5.0 点	

(注3) 最終請負金額(税込)が4,500万円以上の落橋防止システム工(落橋防止装置工)を含む橋梁の耐震補強工事

(注4) とび・土工・コンクリート工事

(注5) 5年間の取得状況が評価の対象となる。挙証資料については、証明基準日から過去5年間の学習履歴の証明書(証明基準日は令和8年4月1日以降)を提出すること。

ウ 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
○品質確保の実効性	良	7.0点	・開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」(満点)とする。
	可	2.8点	
	不可	0点	
○施工体制確保の確実性	良	7.0点	
	可	2.8点	
	不可	0点	
合計		14.0 点	

※ 高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成31年4月1日制定)により、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価し、その優劣を技術評価点に反映させる。なお、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」(満点)の場合に、技術評価点の満点相当を施工体制評価点として配点する。

(3) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は返却しないが、提出者に無断で他の用途には使用しない。
- ウ 提出期限を過ぎた後の申請書類等の訂正又は差し替えは認めない。

4 消費税及び地方消費税について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額にて入札すること。

5 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の式によって算出する評価値の最も高い者とする。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \times 100,000,000$$
 (小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)
- (2) 前号の評価値の算出は、次の要件をすべて満たす入札者数が1者以上の場合行う。
 ア 有効な入札であること。
 イ 入札金額が予定価格以下で失格基準価格以上であること。

- (3) 開札の結果、入札参加者全員の入札が予定価格を上回る等、落札となるべき入札がない場合は、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による。）通知する。

なお、再度入札においても工事費内訳書の提出を求める場合があるため、**再度入札時には再度入札の金額に係る工事費内訳書を作成しておくこと。**また、本市から当該内訳書の提出を求められた際は直ちに電子メールにより提出すること。

6 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の 90%
- (2) 共通仮設費 設計金額の 80%
- (3) 現場管理費 設計金額の 80%
- (4) 一般管理費等 設計金額の 30%

7 低入札工事の特例

低入札者と契約締結する場合は、次の各号に掲げる事項を条件とし、工事請負契約書に特記事項として添付する。

低入札者との契約において特記事項として取り扱われる条件は、次のとおりである。

- (1) 契約の保証の額は、請負代金額の 10 分の 1 以上が 10 分の 3 以上となること。
- (2) 主任技術者又は監理技術者とは別に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する技術者を、専任で 1 名現場に配置する必要があること。
- (3) 前払金について、通常請負代金額の 10 分の 4 以内が請負代金額の 10 分の 2 以内となり、中間前金の支払は適用されないこと。
- (4) 契約不適合による履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償の請求ができる時期は、通常 2 年以内が 4 年以内となること。
- (5) 契約解除に伴う違約金の額は、請負代金額 10 分の 1 が 10 分の 3 となること。
- (6) 契約不適合責任期間中は、受注者において年 1 回の現地確認を行い、発注者への報告を義務付けること。

8 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（平成 27 年 9 月 1 日施行）及び高知市電子入札運用基準（平成 27 年 9 月 1 日施行）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続を行った者の間において、要領第 4 項第 6 号の基準に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準に該当する者の入札を無効とする。なお、当該無効入札を行った者は再度入札に参加することができない。
- (3) 本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者は入札参加資格を認めない。
- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格となる。
- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。
- (6) 契約締結の日までの間に次のいずれかに該当したときは、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。

- ア 要領第4項第1号、第2号、第4号又は第5号又は第11号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - オ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (7) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
 - (8) 落札者は、契約締結までに平成23年12月26日付け「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について」の中の誓約書（別記様式1）を提出すること。提出がない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
 - (9) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
 - (10) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
 - (11) その他の条件については、要領に示すとおり。

9 担当部署

高知市総務部契約課

住所 高知市本町五丁目1番45号（高知市役所本庁舎3階契約課）

電話 088-823-9416 FAX 088-823-9496

電子メールアドレス kc-050500@city.kochi.lg.jp